

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、加東市が発注する工事請負契約において、現場代理人の常駐義務の一部を緩和し兼務を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

(兼務を認める対象工事)

第2条 市長が現場代理人の兼務を認めることができる対象工事は、次の各号のいずれもの要件に該当するものとする。この場合において、兼務することができる工事は、3件までとする。

- (1) 兼務する工事が、加東市発注工事（加東市上下水道部及び加東市病院事業部の発注工事を含む。）又は兵庫県発注工事（北播磨県民局区域内（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市及び多可町）で施工するものに限る。）であること。ただし、兵庫県発注工事との兼務に当たっては、兵庫県が兼務を認める場合に限る。
- (2) 兼務する全ての工事の契約金額（変更契約をしている場合は、変更後の金額）が、それぞれ3,500万円未満であること。

2 前項の要件に該当する工事であっても、工事内容等により兼務を認めることが適当でない場合は、入札公告等において現場代理人の兼務を認めない旨を明示するものとする。

(兼務を認める条件)

第3条 前条の兼務を認める対象工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合には、市長は、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 携帯電話等で工事担当課との連絡体制が確保されていること。
- (2) 兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応により安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

2 前項の規定にかかわらず、受注者が同項各号に掲げる条件に反し、工事の安全確保が図られていない、履行遅滞を生じるおそれがあるその他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(現場代理人を兼務する場合の手続)

第4条 現場代理人の兼務を希望する受注者は、契約締結時（加東市発注工事の契約を締結した後に兵庫県発注工事の契約を締結した場合は、当該兵庫県発注工事の契約締結時）に現場代理人兼務届（様式第1号）を総務財政部管財課に提出しなければならない。

(現場代理人を兼務する必要がなくなった場合の手続)

第5条 受注者は、兼務している工事が竣工した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、速やかに総務財政部管財課に現場代理人兼務解除届（様式第2号）を提出しなければならない。

(現場代理人の責務について)

第6条 現場代理人は、兼務する一つの工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(発注者による兼務の解除)

第7条 市長は、兼務に係る工事等に関して、虚偽の申請、受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認められる場合は、当該兼務を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領に規定するもののほか、工事等における兼務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約から適用する。